

**令和 8 年度 神戸市道路公社における広報展開業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

令和 8 年度 神戸市道路公社における広報展開業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 契約上限額

上限額 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約の方法

委託契約の締結については、「委託契約約款」に基づくものとする。契約内容は神戸市道路公社（以下「道路公社」という。）と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(5) 委託料の支払い

業務完了後、道路公社の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、道路公社は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

2. 事業者選定スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始 | : 令和 8 年 4 月 3 日(金) |
| (2) 参加申請期限 | : 令和 8 年 4 月 17 日(金)17:00 |
| (3) 質問書提出期限 | : 令和 8 年 4 月 24 日(金)17:00 |
| (4) 質問回答公表 | : 令和 8 年 5 月初旬予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | : 令和 8 年 5 月 20 日(水)17:00 |
| (6) 書類選考（実施の場合） | : 令和 8 年 5 月 26 日(火) |
| (7) 企画提案会（プレゼン審査） | : 令和 8 年 6 月上旬予定 |
| (8) 受託候補者の決定 | : 令和 8 年 6 月上旬予定 |
| (9) 契約締結 | : 令和 8 年 6 月上旬予定 |

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないもので

あること。

- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 令和7・8年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する、若しくは、それと同等の要件を満たすこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (9) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (10) 共同企業体による応募の場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、道路公社との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

4. 参加申請の手続き

(1) 各書類の配布・提出場所

① 交付開始日

令和8年4月3日(金)

② 配布場所

道路公社ホームページの「入札情報」のページに掲載

※ 郵送による交付は行わない。

※ ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、「8. 問い合わせ及び書類の提出先」のメールアドレスまでご連絡ください。

③ 配布資料

(ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）

(イ) 業務仕様書

(ウ) 応募様式一式（様式第1号～様式第5号）

(2) 参加申請書の提出

① 提出期限

令和8年4月17日(金)17時まで

② 提出方法

- ・ 電子メールにより、「8. 問い合わせ及び書類の提出先」へ提出すること。
- ・ メールの件名は「令和8年度 神戸市道路公社における広報展開業務 参加申請書」とすること。

③ 提出書類

(ア) 参加申請書 (様式第1号)

(イ) 参加資格確認書 (様式第2号)

(ウ) 会社概要書 (様式第3号)

(エ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

(オ) 国税の納税証明書 (その3の3)【写し可】

(カ) 共同企業体結成届出書 (共同企業体の場合のみ) (様式第4号)

※ 上記(エ) (オ)は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの。(令和7・8年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は省略可)

※ 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、(ウ)～(オ)を提出すること。

(3) 質問書の提出

① 提出期限

令和8年4月24日(金)17時まで

② 提出方法

- ・ 電子メールにより、「8. 問い合わせ及び書類の提出先」へ提出すること。
- ・ メールの件名は「令和8年度 神戸市道路公社における広報展開業務 質問書」とすること。

③ 提出書類

質問書 (様式第5号)

④ 回答方法

- ・ 応募者全員に対し、電子メールにより回答を行う。(令和8年5月初旬予定)
- ・ 道路公社の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。
- ・ 回答への質問は受け付けない。

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

令和8年5月20日(水)17時まで

(2) 提出方法

- ・ 電子メールにより、「8. 問い合わせ及び書類の提出先」へ提出すること。
- ・ メールの件名は「令和8年度 神戸市道路公社における広報展開業務 企画提案書」とすること。

- ・ 提出データの容量が 10MB を超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること。（容量の関係で送付できない場合は連絡すること）

(3) 提出書類

- ① 見積書（ A4 サイズ ）
- ② 実施スケジュール
- ③ 企画提案書（ A4 サイズ・最大 20 ページ程度、会社名やロゴは表紙のみ記載可）
- ④ その他補足資料（ A4 サイズ ）

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。

- ① 見積書
業務項目ごとに内訳を記載すること。
- ② 企画提案書
 - ・ 提案内容について、考え方とポイントをまとめたもの
- ③ その他補足資料
 - ・ 広報実績
 - ・ 広報実施体制（チーム編成）

6. 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提案事業者が 5 社を超えるときは、企画提案会（プレゼンテーション審査）に先立ち、書類選考を実施する場合がある。
- (2) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位 5 社の事業者について企画提案会に参加できるものとする。書類選考の結果については応募書類の提出者全員に E メールにて結果を通知する。
- (3) 事業者選定にあたっては、企画提案会において、提出された企画提案書等の内容を下記に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案事業者が 1 者であっても同様の扱いとする。また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、評価委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。なお、各委員の合計点が同点の事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
 - ① 評価項目のうち「広報計画の策定」の点数が最も高いもの
 - ② 前号が同点の場合は、評価項目のうち「広報の実施」の点数が最も高いもの
 - ③ 前号が同点の場合は、選定委員会の委員長が委託予定事業者を最終決定する
- (4) 企画提案会を欠席した事業者については、正当な理由がある場合に限り、提出された企画提案書類のみにより審査を実施する。
- (5) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時：令和8年6月上旬予定
- ② 方法：対面
- ③ 場所：神戸市道路公社
- ④ 内容：企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
(15分程度、質疑応答は別途)

※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこととし、説明者・参加者は3名までとすること

(6) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
広報計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報効果が期待できる広報計画（広報対象、広報手段、スケジュール、過年度広報成果の活用等）となっているか。 ・ 一過的な広報ではなく、次年度以降（3年程度の継続を想定）の広報展開も見据えた計画となっているか。 ・ 広報の発展性やリアルタイム性・新規性を含めた提案となっているか。 	60
広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制が確保できる見込みがあるか。または、自社で業務実施するためのスキーム・工夫があるか。 	15
広報の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的（利用者理解を醸成させること）に応じた指標等（目標数値を含む）を設定した効果検証となっているか。 	15
地元	<p>(単独企業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市内に本店を有する（10点） ・ 神戸市内に営業中の支店・営業所を有する（5点） <p>(共同企業体の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員が全て神戸市内に本店を有する（10点） ・ 構成員のうち1社以上が神戸市内に本店を有し、かつその他の構成員は全て神戸市内に営業中の支店・営業所を有する（7.5点） ・ 構成員のうち1社以上が神戸市内に本店を有する、または構成員全て市内に営業中の支店・営業所を有している（5点） ・ 構成員のうち1社以上が神戸市内に営業中の支店・営業所を有する（2.5点） 	10
合計		100

(7) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ 正当な理由なく企画提案会を欠席すること

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(8) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、企画提案会の全参加者に通知し、また、道路公社ホームページに掲載する。道路公社ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

7. その他の注意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。

(3) 提出された企画提案書等提出書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は本公募に参加できないものとする。

① 提出期限を過ぎてから提出されたもの

② 提出物に不足があるもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

(5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。

(6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

(7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(8) 参加申請書を提出した事業者にのみ、下記①～④の広報資材データを提供する。なお、提供したデータは、公募型プロポーザルの企画提案書の作成のみに使用し、プロポーザル終了時に破棄すること。

① イメージ広告（タグライン、ステートメント、キービジュアル）

② PR 動画（15 秒、30 秒、130 秒）

③ A4 リーフレット

④ ラジオ CM（20 秒）

8. 問い合わせ及び書類の提出先

神戸市道路公社 経営企画部 企画課

住 所 | 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1

電 話 | 078-583-0234 FAX | 078-583-3845

E-mail | kikaku@kobe-toll-road.jp